

いぶりの社会資本

胆振の概況 2021

●道路の状況

市町村道の改良率及び舗装率は、全道平均と比べやや上回っていますが、道道はいずれも全道平均を下回っています。

高規格幹線道路網では、道東自動車道（夕張IC～占冠IC間）が平成23年に開通したほか、日高自動車道（日高門別IC～日高厚賀IC間）が平成30年4月21日に開通しており、道東や日高方面との移動時間の短縮化が図られつつあります。

●河川の状況

管内の河川数は、一級河川2水系12河川及び二級河川28水系50河川で、河川管理延長は、579.1km（一級136.6km、二級442.5km）となっています。

●海岸の状況

管内で道が管理している海岸は、いわゆる建設海岸が10箇所、114.8km。農地海岸が5箇所、11.051km。漁港海岸が12箇所、14.826kmとなっています。

●ダム

管内には、かんがい用水や工業用水の供給を目的として5つのダムが設置されています。また、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水及び水道用水の供給を目的とする「厚幌ダム」の建設が進められています。

■道路

令和3年4月1日現在

区分	延長 (km)						改良率 (%)		舗装率 (%)	
	胆振			全道			胆振	全道	胆振	全道
	実延長	改良済	舗装済	実延長	改良済	舗装済				
市町村道	4,574.8	3,250.8	3,026.1	71,215.2	48,761.5	42,765.9	71.1	68.5	66.1	60.1
国道	378.4	378.4	378.4	6,837.0	6,837.0	6,837.0	100.0	100.0	100.0	100.0
道道	734.7	672.0	680.9	11,895.5	11,215.6	11,180.2	91.5	94.3	92.7	94.0
総計	5,687.8	4,301.2	4,085.4	89,947.7	66,814.2	60,783.2	75.6	74.3	71.8	67.6
高速自動車道	132.7	132.7	132.7	763	763	763	100.0	100.0	100.0	100.0

(道路現況調査、北海道開発局資料、NEXCO 東日本北海道支社提供)

■河川

令和3年4月1日現在

区分	水系	河川数	管理延長 (km)
一級河川	国管理	(1)	(1)
	道管理	2	12
	計	2	12
二級河川	28	50	※ 442.5
合計	30	62	579.1

国管理 () 数値は、道管理と重複。※1湖沼47.0kmは含まず。

(胆振総合振興局調べ)

■海岸

平成31年4月1日現在

区分	箇所	管理延長 (km)
建設海岸	10	114.775
農地海岸	5	11.051
漁港海岸	12	14.826
合計	27	140.652

【地調】【農振】【水】

(胆振総合振興局調べ)

■ダム

令和元年12月31日現在

区分	厚真ダム	瑞穂ダム	穂別ダム	厚幌ダム	幌別ダム
水系	厚真川	安平川	鶴川	厚真川	胆振幌別川
河川名	厚真川	支安平川	穂別川	厚真川	胆振幌別川
所在地	厚真町	安平町	むかわ町	厚真町	登別市
型式	ロックフィル	ロックフィル	ロックフィル	台形CSG	ロックフィル
目的	かんがい用水	かんがい用水	かんがい用水	多目的	工業用水
ダムの規模	堤高(m)	38.2	25.9	47.2	22.5
	堤頂長(m)	222.0	427.1	283.2	516.0
	堤体積(千m³)	500	462	529	490
貯水池の規模	総貯水量	10,080	4,300	10,330	47,400
	有効貯水量(千m³)	9,523	3,900	9,060	43,100
	湛水面積(km²)	0.93	0.56	1.09	3.03
	流域面積(km²)	52.0	12.2	70.5	105.3
事業者	農林水産省	農林水産省	農林水産省	北海道(建設部)	北海道(企業局)
完成(予定)年度	S45	H10	S60	H30	S42

●港湾の状況

管内の港湾は、国際拠点港湾である室蘭港と苫小牧港のほか、地方港湾である白老港の3箇所があります。

●漁港の状況

管内の漁業生産基地である漁港は、第1種漁港8港、第2種漁港2港、第3種漁港2港の計12港があります。

■港湾

港湾名	室蘭港	苫小牧港	白老港
港格	国際拠点港湾	国際拠点港湾	地方港湾
指定（認可）	昭和40年4月	昭和56年4月	昭和57年8月
管理者	室蘭市	苫小牧港湾管理組合	白老町
港湾区域面積	1,610ha	14,300ha	261ha
臨港地区面積	1,006ha	1,966ha	32ha

港湾管理者一覧表（国土交通省港湾局）

国際拠点港湾：重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として、特に重要な港湾で政令に定めるもの

※平成23年4月の港湾法施行令の改正により、「特定重要港湾」から名称変更。

重要港湾：国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利益に重大な関係を有する港湾で政令に定めるもの

地方港湾：重要港湾以外の港湾

■漁港

種類	漁港数	漁港名	種類の説明
第1種	8港	礼文、大岸、有珠、伊達、黄金、イタンキ、鷲別（鷲別）、鷲別（富浦）、鷓川	漁船の利用範囲が地元の漁業を主とするもの
第2種	2港	豊浦、虻田（本港）、虻田（大磯）	漁船の利用範囲が第1種より広く、第3種漁港に属しないもの
第3種	2港	追直、登別	漁船の利用範囲が全国的なもの
第4種	—		離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの



虻田漁港（大磯分区）（洞爺湖町）



3・3・301中央通（登別市）